

事 務 連 絡  
令和元年5月30日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働大臣が承認する胃腸薬の製造販売承認申請について

今般、「胃腸薬製造販売承認基準の一部改正について」（令和元年5月30日付け薬生発 0530 第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下、「基準」という。）が発出されたことを踏まえ、厚生労働大臣が承認する胃腸薬の製造販売承認申請の留意点について別紙のとおりまとめたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し指導方御配慮願います。



厚生労働大臣が承認する胃腸薬の製造販売承認申請の留意点

1 胃腸薬の範囲について

胃腸薬に他の薬効を加えた製剤についても、本基準の対象品目として取扱うこと。

ただし「ビタミン含有保健剤」及び「生薬を主剤とする保健剤」に食欲不振等の効能が含まれていても、本基準の対象品目としないこととし、また「六神丸」、「救命丸」、「感応丸」等伝統的処方に基づく五疳強心剤は、漢方処方に基づく製剤に準ずるものとして取扱い、本基準を適用しないこと。

2 生薬製剤の取扱いについて

生薬のみからなる製剤については、本基準内の製剤であっても申請内容からみて、資料の提出を求めることがあること。

3 消化酵素等の成分について

基準に記載されているもののうち、「制酸薬のうち共沈物」、「消化酵素」、「整腸生菌成分」及び「グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出物」については、原則として一般用医薬品の胃腸薬に配合前例のある成分であること。

4 配合下限量等は、次のとおりとする。

(1) I 欄について

ア 1項又は2項に掲げる有効成分を佐薬として配合する場合の製剤としての配合量の下限は、1日分の製剤の制酸力が0.1 mol/L塩酸の消費量として75 mL以上を目安とする。なお、この場合、1回分の製剤の制酸力は25 mL以上を目安とすること。

イ 1項又は2項に掲げる有効成分の個々の配合量の下限は特に設定しないが、有効成分として配合する場合は、製剤の規格に確認試験を設定すること。なお、定量法も設定することが望ましいこと。

ウ 1項又は2項に掲げる有効成分を有効成分以外の目的(添加物)で配合する場合の配合量は、1日最大分量の1/5未満を目安とすること。1日最大分量の1/5以上配合する場合は、1日分の製剤の制酸力が0.1 mol/L塩酸の消費量として75 mL未満を目安とすること。なお、この場合、1回分の製剤の制酸力は、25 mL未満を目安とすること。

エ 1項又は2項に掲げる有効成分を主体とする製剤にあつては、制酸力及

び pH に関する規格及び試験方法を申請書の規格及び試験方法欄に記載すること。

なお、この場合、次のように例示に従い簡略記載すること。

例 制酸力：1日分の製剤の 0.1 mol/L 塩酸の消費量は〇〇.〇 mL～△△.△ mLである。

製剤の pH：昭和 55 年 4 月 22 日薬審第 523 号通知の製剤の pH の試験法により試験を行うとき、pH は〇.〇～△.△である。

オ 3 項に掲げる有効成分の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/5 を目安とすること。

## (2) II 欄について

ア 1 項に掲げる有効成分を 1 種だけ主薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/2 を目安とすること。

イ 1 項に掲げる有効成分を 1 種だけ佐薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/10 を目安とすること。

ウ 1 項に掲げる有効成分を 3 種以上主薬として配合する場合、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの 1 日最大分量で除して得た数値の和が 1/2 以上 3 以下であることを目安とすること（2 種配合の場合は 1/2 以上 2 以下）。3 種以上佐薬として配合する場合、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの 1 日最大分量で除して得た数値の和が 1/10 以上 3 以下であることを目安とすること。また、2 種配合の場合は 1/10 以上 2 以下であること。

この場合、各成分の下限は特に設定しないが、有効成分として配合する以上、製剤の規格に確認試験を設定すること。なお、定量法も設定できるなら設定すること。

エ 1 項に掲げる有効成分を有効成分以外の目的（添加物）で配合する場合の配合量は、1 日最大分量の 1/10 未満であることを目安とすること。

オ 2 項から 4 項までに掲げる有効成分 1 種だけ主薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/2 を目安とする。

カ 2 項又は 3 項に掲げる有効成分を同一項内で 2 種以上主薬として配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について 1 日最大分量の 1/5 に相当する分量とし、かつ、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの 1 日最大分量で除して得た数値の和が 1/2 以上であることを目安とすること。

キ 2 項から 4 項までに掲げる有効成分を佐薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/5 を目安とすること。

## (3) III 欄について

ア 1 項に掲げる有効成分を佐薬として配合する場合の配合量の下限は、主薬の場合の 1/2 を目安とすること。

イ 1項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合、それぞれの有効成分の配合量の下限は、特に設定しないこと。

ウ 消化酵素の消化力を測定する試験法（以下「消化力試験法」という。）については、昭和55年4月22日薬審第523号をもって通知したところであるが、通知した消化力試験法は原体に対する試験法であるので、製剤中の消化酵素の消化力を測定する場合は次により試験法を設定すること。

(i) 適当な前処理を行えば通知の試験法で試験を行うことができる場合は、この試験法によること。

(ii) 通知された試験法で試験のできない製剤は、その製剤に適合した試験法を設定し、それにより試験を行うこと。ただし、その場合、通知された消化力試験法との原体での対比資料を申請書に添付すること。

エ 1項に掲げる有効成分を主薬又は佐薬として配合する場合、消化力に関する規格及び試験方法を申請書の規格及び試験方法欄に記載すること。

オ 申請書に記載する消化力に関する規格及び試験方法は、主薬として配合する場合にあつては主薬としての配合下限量を超える消化力について、また、佐薬として配合する場合には、佐薬として配合下限量を超える消化力について記載すること。ただし、でんぷん消化酵素については、でんぷん糖化力、でんぷん糊精化力、でんぷん液化力のうち、いずれか一つ以上の消化力の規格及び試験方法を、繊維素消化酵素については、繊維素糖化力、繊維素崩壊力のうち、いずれか一つ以上の規格及び試験方法を記載すること。

なお、この場合、4の(1)のエの例示に準じて簡略記載すること。

カ 1項に記載されている成分を申請書の成分分量欄に記載する場合は、mg又はgで記載すること。また、製剤の規格は、各消化力の単位で記載すること。

キ 2項に掲げる有効成分を1種だけ主薬として配合する場合の配合量の下限は、1日最大分量の $1/2$ を目安とすること。

ク 2項に掲げる有効成分を2種以上主薬として配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について1日最大分量の $1/5$ に相当する分量とし、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が $1/2$ 以上であることを目安とすること。

ケ 2項に掲げる有効成分を佐薬として配合する場合の配合量の下限は、1日最大分量の $1/5$ を目安とすること。

#### (4) IV欄について

ア 1項に掲げる有効成分を佐薬として配合する場合の下限量は、主薬として配合する場合の下限量に同じとすること。

イ 1項に掲げる有効成分を申請書の成分分量欄に記載する場合は、mg又はgで記載すること。また、製剤の規格は、整腸生菌の個数で記載すること。

例 成分分量欄：○○菌、△△. △mg

製剤の規格：本品は定量するとき××g 中○○菌を△△. △×10<sup>7</sup>～□□. □×10<sup>8</sup>個含有する。

(××g は 1 日分の製剤量を記載すること。)

ウ 2 項に掲げる有効成分を 1 種だけ主薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/2 を目安とすること。

エ 2 項に掲げる有効成分を 2 種以上主薬として配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について 1 日最大分量の 1/10 に相当する分量とし、かつ、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの 1 日最大分量で除して得た数値の和が 1/2 以上 2 以下であることを目安とすること。

オ 2 項に掲げる有効成分を 1 種だけ佐薬として配合する場合の各成分ごとの配合量の下限は、1 日最大分量の 1/10 を目安とすること。

カ 2 項に掲げる有効成分を 2 種以上佐薬として配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について 1 日最大分量の 1/10 に相当する分量とし、かつ、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの 1 日最大分量で除して得た数値の和が n/10 以上 2 以下であることを目安とすること (n は成分数)。

(5) V 欄について

ア 1 項から 4 項までに掲げる有効成分及び 5 項の木クレオソートについて、(3) のキからケまでを準用すること。

ただし、薬用炭については、下限量を計算する際、1 日の最大分量を 2g として計算すること。

イ 5 項に掲げる有効成分 (木クレオソートを除く。) について (4) のウからカまでを準用すること。

ウ V 欄を主体とした製剤に佐薬として IV 欄 1 項の成分を配合する場合は、整腸生菌の生存に対する影響度に関する資料を申請書に添付すること。

(6) VI 欄について

ア 1 項から 3 項までに掲げる有効成分を主薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/2 を目安とし、佐薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/5 を目安とすること。

ただし、ロートエキスを止瀉薬に佐薬として配合する場合の配合量の下限は、1 日 30 mg を目安にすること。

イ 4 項について (4) のウからカまでを準用すること。

(7) VII 欄について

ア 1 項から 8 項までに収載されている各成分を配合する場合の配合量の下限は、1 日最大分量の 1/5 を目安とすること。

なお、配合原則として 3 種までとすること。

イ 9項に掲げる有効成分を1種だけ配合する場合の成分ごとの配合量の下限は、1日最大分量の1/10を目安とすること。

ウ 9項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について1日最大分量の1/10に相当する分量とし、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が $n/10$ 以上2以下であることを目安とすること（ $n$ は成分数）。

(8) VIII欄について

ジメチルポリシロキサンの配合量の下限は、1日最大分量の1/5を目安とすること。

(9) ビタミンの下限量について

医療用医薬品再評価の結果の出ているものは、その下限量を目安とすること。

なお、ビオチン、ニコチン酸アミドについては、1日最大分量の1/5を目安とすること。

5 剤形について

(1) ダラニスケのような生薬のエキスを固形化した製剤も、基準内の剤形として取扱うものとする。

(2) 経口液剤は、I欄又はII欄を主体とした緩和な成分に限るとされているので、ロートエキス、ホミカエキス、ベタネコール塩化物等の配合は認められないこと。

6 用法及び用量について

用法に幅がある場合の記載は、次の例示を参考とし記載すること。

例 1日1～3回服用する場合

1回1錠、1日3回を限度とし服用すること。服用間隔は4時間以上おくこと。

7 効能又は効果について

(1) 「整腸（便通を整える）」、「さしこみ（せんつう 疝痛、しやく 癩）」については、このまま記載すること。

(2) 「もたれ（胃もたれ）」、「げっぷ（おくび）」、「飲み過ぎ（過飲）」、「食べ過ぎ（過食）」及び「食欲不振（食欲減退）」については、このまま記載するか、どちらか一方を選択すること。

(3) 「はきけ（むかつき、胃のむかつき、二日酔・悪酔のむかつき、嘔気、悪心）」については、「はきけ」又は「はきけ（むかつき……）」と記載すること。

と。( )内の記載は、選択できるものであること。

8 配合ルール及び配合下限量等について

配合ルール及び配合下限量等を、それぞれ別表1及び別表2にとりまとめたので参考とすること。

9 対比表について

対比表については、承認審査の迅速化のため、申請処方が胃腸薬製造販売承認基準に適合しているか否かを容易にチェックできるような各成分の年齢区分ごとの対比表(別表3の対比表記載要領及び別表4の対比表の例示を参照)を申請書に添付すること。

別表 1

配合ルール表

成分 製剤名	I 欄 (制酸剤)			II 欄 (健胃剤)			III 欄 (消化剤)			IV 欄 (整腸剤)			V 欄 (止瀉剤)					VI 欄 (鎮痛鎮痙剤)				VII 欄 (粘膜修復剤)					VIII 欄											
	1 項	2 項	3 項	1 項	2 項	3 項	4 項	1 項	2 項	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	9 項	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	9 項						
	無機性制酸剤	アミノ酸剤	ロートエキス	生薬	酸剤	健胃機能調整剤	乾燥酵母	消化酵素剤	利胆剤	整腸生菌成分	生薬	殺菌剤	取れん剤	吸着剤	被覆剤	生薬	副交感神経遮断剤	鎮痙剤	局所麻酔剤	生薬	アズレン	アルジオリキサ	グリチルリチン塩	L・グルタミン	銅クロロフィリン塩	ヒスチジン	ブタ胃壁分解物	メチルメチオニン	スルホニウムクロライド	生薬	ジメチルポリシロキサン							
制酸薬	◎	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
健胃薬	〔酸剤配合のものには×〕	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
消化薬	〔同上〕	○	○	○	○	〔制酸剤1項、2項配合のものには×〕	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
整腸薬	〔同上〕	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
制酸、健胃、消化、整腸のうち2以上の目的をもつもの	I～IV欄の内2欄以上が◎、それ以外は○ (酸剤+制酸剤1項、2項は不可)																																					
止瀉薬	〔酸剤配合のものには×〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
鎮痛・鎮痙薬	〔同上〕	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注 1 製剤、成分の名前は参考  
 注 2 ◎：必須成分、○：配合可、△：一部配合可、×：配合不可  
 注 3 V欄5項の木クレオゾートは、同欄1項の殺菌剤の配合ルールに従う  
 ※1 塩化ペルベリン又はタンニン酸ペルベリンとオウレン又はオウバクの同時配合不可  
 ※2 グリチルリチン塩とカンゾウの同時配合不可  
 ※3 VI欄1項の副交感神経遮断剤を主体とする製剤にあってはホミカエキスの配合不可  
 ※4 VI欄1項の副交感神経遮断剤を主体とする製剤にあっては配合不可



別表 2

成分		1成分のみ配合の場合		2成分以上配合の場合 (nは成分数)			備考
欄	項	主薬の場合	佐薬の場合	主薬の場合	佐薬の場合	比例配合した場合の個々の成分の配合下限	
I	1 無機性制酸剤	$1 \geq \geq$ (150mL pH3.5)	$1 \geq$ $\geq$ (75mL)	$2 \geq \geq$ (150mL pH3.5)	$2 \geq$ $\geq$ (75mL)	無設定	注1 各成分ごとに1をこえてはならない (製剤)
	2 アミノ酸剤						
	3 ロートエキス		$1 \geq \geq$ $\geq \frac{1}{5}$				
II	1 生薬	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{10}$	$3 \geq \geq \frac{1}{2}$ [3成分以上の場合] $2 \geq \geq \frac{1}{2}$ [2成分以上の場合]	$3 \geq \geq \frac{1}{10}$ $2 \geq \geq \frac{1}{10}$	無設定	注2
	2 酸剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	
	3 胃腸機能調整剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	
	4 乾燥酵母	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
III	1 消化酵素剤	$\geq$ [最低力価]	$\geq$ [最低力価 $\times \frac{1}{2}$ ]	$\geq$ [最低力価]	$\geq$ [最低力価 $\times \frac{1}{2}$ ]	無設定	(製剤)
	2 利胆剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	
IV	1 整腸生菌成分	$\geq 10^6$	$\geq 10^6$	$\geq 10^6$	$\geq 10^6$	無設定	(製剤)
	2 生薬	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{10}$	$2 \geq \geq \frac{1}{2}$	$2 \geq \geq \frac{n}{10}$	$\frac{1}{10}$	
V	1 殺菌剤						
	5 木クレオソート	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	
	2 収れん剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	
	3 吸着剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	注3
	4 被覆剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{n}{5}$	$\frac{1}{5}$	

成分		1成分のみ配合の場合		2成分以上配合の場合 (nは成分数)			備考
欄	項	主薬の場合	佐薬の場合	主薬の場合	佐薬の場合	比例配合した場合の個々の成分の配合下限	
V	5 生薬（木クレオソートを除く）	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{10}$	$2 \geq \geq \frac{1}{2}$	$2 \geq \geq \frac{n}{10}$	$\frac{1}{10}$	
VI	1 副交感神経遮断剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				注4
	2 鎮痙剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	3 局所麻酔剤	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	4 生薬	$1 \geq \geq \frac{1}{2}$	$1 \geq \geq \frac{1}{10}$	$2 \geq \geq \frac{1}{2}$	$2 \geq \geq \frac{n}{10}$	$\frac{1}{10}$	
VII	1 アズレン		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				3成分以内
	2 アルジオキサ		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	3 グリチルリチン塩		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	4 L-グルタミン		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	5 銅クロロフィリン塩		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	6 ヒスチジン		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	7 ブタ胃壁加水分解物		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	8 メチルメチオニンスルホニウムクロライド		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				
	9 生薬		$1 \geq \geq \frac{1}{10}$		$2 \geq \geq \frac{n}{10}$	$\frac{1}{10}$	
VIII	ジメチルポリシロキサン		$1 \geq \geq \frac{1}{5}$				

注1 有効成分以外の目的で配合する場合の上限は、1日最大分量の $\frac{1}{5}$ 未満とする。

なお、1日最大分量の $\frac{1}{5}$ 以上配合する場合、0.1 mol/L 塩酸の消費量として75 mL 未満とする。

注2 有効成分以外の目的で配合する場合の上限は、 $\frac{1}{10}$ 未満とする。

注3 薬用炭の下限量は2 gを起点として計算する。

注4 止瀉薬に佐薬としてロートエキスを配合する場合、 $1 \geq \geq \frac{1}{2}$ とする。

別表3 対比表記載要領

欄	項	主 ／ 佐	15歳以上		11歳以上 15歳未満		8歳以上 11歳未満		5歳以上 8歳未満		3歳以上 5歳未満		1歳以上 3歳未満		3か月以上 1歳未満		備考
			基準量 (1)	中	基準量 (2/3)	中	基準量 (1/2)	中	基準量 (1/3)	中	基準量 (1/4)	中	基準量 (1/5)	中	基準量 (1/10)	中	
I	1																
	2																
																	(ア)佐薬におい ては、 (佐薬において は記入不要)
II	3																
	1																2成分の場合 2 ≥ 1/10
	2																佐薬n成分の時 1 ≥ n/5
III	3																
	4																(イ)佐薬の場合 10～2g以下同様

1 記入は番号の若い順に行うこと。「主/佐」欄には、「主/佐」欄には「◎」、佐薬には「○」を記入すること。

2 該当成分のない項(欄)は、記入を要しないこと。

また、年令区分について該当のない欄は、省略すること。処方量は、1日量を(3包、12錠、6cap等)記入すること。

3 1成分のみの項(1欄を除く。)については、「比例配分の係数」は不要である。

4 比例配分の係数欄の算出にあたっては、年令係数を考慮のうえ計算すること

例：大人の場合  $3 \leq \frac{1}{10}$ 、11才以上15才未満の場合  $3 \times \frac{2}{3} \leq \frac{1}{10} \times \frac{2}{3}$

欄	項	主 / 佐	配合成分名等	15歳以上		8歳以上		5歳以上		3歳以上		1歳以上		3か月以上		備考
				基準量 (1)	中 (2/3)	基準量 (1/2)	中 (1/3)	基準量 (1/4)	中 (1/5)	基準量 (1/10)	中					
III	1		でんぶん糖化力 … 脂肪消化力 … 繊維素崩壊力	≥250 μ ≥100 μ ≥25 μ	≥167 μ ≥67 μ ≥17 μ	≥125 μ ≥50 μ ≥13 μ	≥83 μ ≥33 μ ≥8 μ	≥63 μ ≥25 μ ≥6 μ	≥50 μ ≥20 μ ≥5 μ	≥25 μ ≥10 μ ≥3 μ					1日量 (中) 配合成分名 ○○mg 配合成分名 ○○mg	
			配合成分名 D … 配合成分名 Y 比例配分の係数	1 ≥ 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2			佐薬 n 成分のとき 1 ~ n/5	
IV	1		配合成分名 A … 配合成分名 M 計	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個	≥10 <sup>6</sup> 個			1日量 (中) 配合成分名 ○○mg 配合成分名 ○○mg		
			配合成分名 B … 配合成分名 L 比例配分の係数	2 ≥ 1/2	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5	2 ~ 0.5			佐薬 n 成分のとき 2 ~ n/10	

1 記入は番号の若い順に行うこと。「主/佐」欄には、項毎に主薬には「◎」、佐薬には「○」を記入すること。

2 該当成分のない項 (欄) は、記入を要しないこと。

また、年齢区分についても該当のない欄は、省略すること。処方量は、1日量を (3包、12錠、6cap等) 記入すること。

3 1成分のみの項 (I欄を除く。) については、「比例配分の係数」は不要である。

4 III欄1項は、成分名に備考欄の例のように記入し、「配合成分名等」の欄には、でんぶん糖化力等の内基準量に達するものについて記入すること。

5 IV欄1項の配分量は整腸生菌の個数で記入するが、備考欄には、例により全量を○○mg 又は g) と記入すること。

欄	項	主 / 佐	配合成分名等	15歳以上		11歳以上 15歳未満		8歳以上 11歳未満		5歳以上 8歳未満		3歳以上 5歳未満		1歳以上 3歳未満		3か月以上 1歳未満		備考
				基準量 (1)	中	基準量 (2/3)	中	基準量 (1/2)	中	基準量 (1/3)	中	基準量 (1/4)	中	基準量 (1/5)	中	基準量 (1/10)	中	
1	A M		配合成分 配合成分															(ウ) 佐薬n成分 にあつては $1 \geq \frac{n}{5}$
				$1 \geq \frac{1}{2}$ (ウ)		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		
2	B L		配合成分 配合成分															(ウ) 同上
				$1 \geq \frac{1}{2}$ (ウ)		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		
3	C N		配合成分 配合成分															(ウ) 同上
				$1 \geq \frac{1}{2}$ (ウ)		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		
4	D P		配合成分 配合成分															(ウ) 同上
				$1 \geq \frac{1}{2}$ (ウ)		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		$1 \sim 0.5$		
5	E S		配合成分 配合成分															(エ) 佐薬n成分 にあつては $2 \geq \frac{n}{10}$
				$2 \geq \frac{1}{2}$ (エ)		$2 \sim 0.5$		$2 \sim 0.5$		$2 \sim 0.5$		$2 \sim 0.5$		$2 \sim 0.5$		$2 \sim 0.5$		

1 記入は、番号の若い順に行うこと。「主/佐」欄には、項毎に主薬には「◎」、佐薬には「○」を記入すること。

2 該当成分のない項(欄)は、記入を要しないこと。

また、年齢区分についても該当のない欄は、省略すること。処方量は1日量を(3包、12錠、6cap等)記入すること。

3 1成分のみの項(I欄を除く。)については、「比例配分の係数」は不要である。

4 V欄5項の木クレオソートは、同欄1項の配合ルールに従うこと。

欄	主 ／ 佐	配合成分名等	15歳以上		11歳以上 15歳未満		8歳以上 11歳未満		5歳以上 8歳未満		3歳以上 5歳未満		1歳以上 3歳未満		3か月以上 1歳未満		備考
			基準量 (1)	中	基準量 (2/3)	中	基準量 (1/2)	中	基準量 (1/3)	中	基準量 (1/4)	中	基準量 (1/5)	中	基準量 (1/10)	中	
1		配合成分名															
2		塩酸パバペリン	90mg $\geq$ $\geq$ 45mg (カ)		60mg $\geq$ $\geq$ 30mg		45mg $\geq$ $\geq$ 22.5mg		30mg $\geq$ $\geq$ 15mg		22.5mg $\geq$ $\geq$ 11.25mg		18mg $\geq$ $\geq$ 9mg		9 $\geq$ $\geq$ 4.5mg		(カ) 佐薬成分にあつては $90\text{mg} \geq \geq 18\text{mg}$ 以下同様 (キ) 佐薬成分にあつては $600\text{mg} \geq \geq 120\text{mg}$ 以下同様
3		アミノ安息香酸 エチル	600mg $\geq$ $\geq$ 300mg (キ)		400mg $\geq$ $\geq$ 200mg		300mg $\geq$ $\geq$ 150mg		200mg $\geq$ $\geq$ 100mg		150mg $\geq$ $\geq$ 75mg		120mg $\geq$ $\geq$ 60mg		60mg $\geq$ $\geq$ 30mg		(カ) 佐薬成分にあつては $90\text{mg} \geq \geq 18\text{mg}$ 以下同様 (キ) 佐薬成分にあつては $600\text{mg} \geq \geq 120\text{mg}$ 以下同様
4		成分名 A …… 成分名 B 比例配分の係数	2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		2 $\geq$ $\geq$ $\frac{1}{2}$		佐薬 n 成分にあつては $2 \geq \geq \frac{n}{10}$

1 記入は、番号の若い順に行うこと。「主/佐」欄には、項毎に主薬には「◎」、佐薬には「○」を記入すること。

2 該当成分のない項(欄)は、記入を要しないこと。

3 1成分のみの項(1欄を除く。)については、「比例配分の係数」は不要である。

また、年齢区分についても該当のない欄は、省略すること。処方量は、1日量を(3包、12錠、6cap等)記入すること。

欄	主 佐	配合成分名等	15歳以上		11歳以上 15歳未満		8歳以上 11歳未満		5歳以上 8歳未満		3歳以上 5歳未満		1歳以上 3歳未満		3か月以上 1歳未満		備考
			基準量	中	基準量	中	基準量	中	基準量	中	基準量	中	基準量	中	基準量	中	
1		アズレンスルホン酸ナトリウム	6mg ≧ ≧ 1.2mg	4 mg ≧ ≧ 0.8mg	3mg ≧ ≧ 0.6mg	2mg ≧ ≧ 0.4mg	1.5mg ≧ ≧ 0.3mg	1.2mg ≧ ≧ 0.24mg	0.6mg ≧ ≧ 0.12mg								
2		アルジオキサ	0.3mg ≧ ≧ 0.06g	200mg ≧ ≧ 40mg	150mg ≧ ≧ 30mg	100mg ≧ ≧ 20mg	75mg ≧ ≧ 15mg	60mg ≧ ≧ 12mg	30mg ≧ ≧ 6mg								
3		配合成分名 (グリチルリチン酸として)	0.2g ≧ ≧ 0.04g	133mg ≧ ≧ 27mg	100mg ≧ ≧ 20mg	67mg ≧ ≧ 13mg	50mg ≧ ≧ 10mg	40mg ≧ ≧ 8mg	20mg ≧ ≧ 4mg								
4		L-グルタミン	2g ≧ ≧ 0.4g	1.33g ≧ ≧ 0.26g	1.0g ≧ ≧ 0.20g	0.67g ≧ ≧ 0.13g	0.50g ≧ ≧ 0.10g	0.4g ≧ ≧ 0.08g	0.20g ≧ ≧ 0.04g								
5		配合成分名	0.2g ≧ ≧ 0.04g	133 mg ≧ ≧ 27mg	100mg ≧ ≧ 20mg	67mg ≧ ≧ 13mg	50mg ≧ ≧ 10mg	40mg ≧ ≧ 8mg	20g ≧ ≧ 4mg								
6		塩酸ヒスチジン	180mg ≧ ≧ 36mg	120mg ≧ ≧ 24mg	90mg ≧ ≧ 18mg	60mg ≧ ≧ 12mg	45mg ≧ ≧ 9mg	36mg ≧ ≧ 7.2mg	18mg ≧ ≧ 3.6mg								
7		配合成分名	0.3g ≧ ≧ 0.06g	200mg ≧ ≧ 40mg	150mg ≧ ≧ 30mg	100mg ≧ ≧ 20mg	75mg ≧ ≧ 15mg	60mg ≧ ≧ 12mg	30mg ≧ ≧ 6mg								
8		メチルメチオニ ンスル ホニウムクロラ イド	150mg ≧ ≧ 30mg	100mg ≧ ≧ 20mg	75mg ≧ ≧ 15mg	50mg ≧ ≧ 10mg	3.75mg ≧ ≧ 0.75mg	30mg ≧ ≧ 6mg	15mg ≧ ≧ 3mg								
9		配合成分 A															
		配合成分 Z															
		比例配分の係数	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	$2 \geq \frac{n}{10}$	nは成分数 但し3以下
VII		ジメチルポリシ ロキサン	180mg ≧ ≧ 36mg	120mg ≧ ≧ 24mg	90mg ≧ ≧ 18mg	60mg ≧ ≧ 12mg	45mg ≧ ≧ 9mg	36mg ≧ ≧ 7.2mg	18mg ≧ ≧ 3.6mg								
別 添		ニコチン酸アミ ド ビタミンC	5mg ≧ ≧ 1.00mg 500mg ≧ ≧ 50mg	3.33mg ≧ ≧ 0.67mg	2.50mg ≧ ≧ 0.50mg	1.67mg ≧ ≧ 0.33mg	1.33mg ≧ ≧ 0.25mg	1.00mg ≧ ≧ 0.20mg	0.50mg ≧ ≧ 0.10mg								

1 記入は、番号の若い順に行うこと。「主/佐」欄には、「主/佐」欄には、「◎」、佐薬には「○」を記入すること。

2 該当成分のない項、(欄)は、記入を要しないこと。

また、年齢区分についても該当のない欄は、省略すること。処方量は、1日量を(3包、12錠、6 cap等)記入すること。

3 1成分のみの項(1欄を除く。)については、「比例配分の係数」は不要である。





2 胃腸鎮痛鎮痙薬

欄	項	主 / 佐	有効成分名	8 歳以上 15 歳未満の 1 日分量						備考		
				15 歳以上の 1 回分量		11 歳以上 15 歳未満の 1 日分量		8 歳以上 11 歳未満の 1 日分量			5 歳以上 8 歳未満の 1 日分量	
				基準量	12 錠	基準量	6 錠	基準量	6 錠		基準量	3 錠
V	3	○	ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム	900mg	240mg	600mg	120mg	450mg	120mg	300mg	60mg	
				180mg		120mg		90mg		60mg		
V	4	○	沈降炭酸カルシウム	3g	1.8g	2g	0.9g	1.5g	0.9g	1g	0.45g	
				0.6g		0.4g		0.3g		0.2g		
VI	1	◎	臭化メチルスニコボラミン	4.8mg	4.8mg	3.2mg	2.4mg	2.4mg	2.4mg	1.6mg	1.2mg	
				2.4mg		1.6mg		1.2mg		0.8mg		
VI	4	○	カンゾウ末	1.5g	1.2g	1g	0.6g	0.75g	0.6g	0.5g	0.2g	
				0.15g		0.1g		0.075g		0.05g		
VI	4	○	ジャクヤク末	2g	1.2g	1.33g	0.6g	1g	0.6g	0.66g	0.3g	
				0.2g		0.133g		0.1g		0.066g		
VI			比例配分の係数	2	1.4	1.33	0.7	1	0.7	0.66	0.35	
				0.2		0.133		0.1		0.066		

